

定 款

一般財団法人

リプレット基金事業財団

平成 22 年 11 月 25 日 作 成

平成 30 年 6 月 1 日 改 訂

一般財団法人リブレット基金事業財団定款

第1章 総 則

第1条（名称）

当法人は、一般財団法人リブレット基金事業財団と称する。

第2条（主たる事務所）

当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第3条（目的）

当法人は、子どもたちが安心して暮らせる未来を築くための様々な支援を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- （1）援助を必要としている子どもの育成を実施している団体に対する助成
- （2）環境保全に貢献している団体に助成を行う等の環境問題への取組み
- （3）障害者を支援する団体に対する助成
- （4）大規模な自然災害について救援を行う団体に対する助成
- （5）医療環境の充実に寄与している団体に対する助成
- （6）当法人の目的に合致する個人若しくは研究機関等の研究に対する助成
- （7）社会福祉の向上、持続的な開発（サステナビリティ）を支援するための活動
- （8）当法人についての広報活動
- （9）前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

第4条（公告）

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

第5条（設立者の名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額）

設立者の名称並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 栗野義徳

拠出財産及びその価額 現金 金 3 0 0 万円

第6条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

第7条（評議員）

当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

第8条（選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

第9条（任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第2節 評議員会

第10条（権限）

評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- （1）理事及び監事の選任及び解任
- （2）理事及び監事の報酬の額及びその規定
- （3）計算書類等の承認
- （4）定款の変更
- （5）残余財産の帰属先の決定
- （6）基本財産の処分又は基本財産からの除外の承認
- （7）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

第11条（開催）

定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

第12条（招集権者）

評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

第13条（招集の通知）

理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

第14条（議長）

評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

第15条（決議）

評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第16条（決議の省略）

理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

第17条（報告の省略）

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第18条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

第19条（役員）

当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上6名以内

監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

第20条（選任等）

理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第21条（理事の職務権限）

理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

第22条（監事の職務権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第23条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第24条（解任）

役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第25条（報酬等）

役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第26条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- （1）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- （2）自己又は第三者のためにする当法人との取引

- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第2節 理事会

第27条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

第28条（招集）

理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

第29条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第30条（決議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

第31条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第32条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

第33条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第34条（理事会規則）

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

第35条（定款の変更）

この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

第36条（合併等）

当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

第37条（解散）

当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

第38条（残余財産の処分等）

当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

2024年5月22日

これは当法人の現行定款である

一般財団法人リブレット基金事業財団
代表理事 鈴木 美昭